

令和7年度外国人観光客消費拡大事業委託業務 仕様書

1 事業名

令和7年度外国人観光客消費拡大事業委託業務

2 事業の目的

台湾チャーター便就航や外国客船の寄港数増加等により、外国人観光客の受入に関する機運が高まっている現状を踏まえ、外国人観光客受入のための環境整備や情報発信を推進するためのセミナーを実施し、高知県内において、外国人観光客の消費の拡大を図るものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

(1) 観光関連事業者等向けセミナーの開催

外国人観光客を受け入れる際の多言語対応やキャッシュレス化、情報発信等の意義や必要性を説明するとともに、外国人観光客の消費拡大につながる具体的な手法が学べるセミナーを開催し、導入してみようという意欲を醸成する。

セミナー開催にあたり、県内観光関連事業者等（以下、「事業者等」という。）に対してわかりやすい内容かつ参加しやすい形式とすることとし、セミナーの具体的な内容・講師情報、セミナー参加者数など、企画提案書に記載すること。

ア 業務内容

企画立案、会場確保・設営、資料作成、講師派遣、司会進行、参加の募集・とりまとめ、関係者との連絡調整等、セミナー開催に係る業務全般を実施すること。

セミナーの内容については、受託者が提案するものとするが、下記（ア）から（ウ）を必ず含めること。

(ア) Google 等のオンライン地図サービスを活用した情報発信

(イ) 多言語対応や効果的な多言語ポップの作成

(ウ) キャッシュレス（キャッシュレス機器導入を含む）

(エ) 免税制度（導入方法を含む）

イ セミナー開催数及び会場について

(ア) オンラインセミナー

外国人観光客の消費拡大に関する全体的なセミナーを1回開催する。セミナーでは、インバウンドビジネスのチャンスの拡大、課題やニーズへの対応事例、マーケティング方法等を紹介するとともに、(イ) 実地セミナー参加への機運の醸成を図る。

(イ) 実地セミナー

Google 等のオンライン地図サービスへの登録や他県語ポップの作成等が、セミナー会場でできることを目指す。会場でできなかった場合は、(2) 事業者支援を通じて登録や作成等を支援する。

高知市及び県内6広域（安芸・物部川・嶺北・仁淀川・高幡・幡多）各2回（計14回）の開催を基本とするが、セミナーの開催方法、回数については、受託者が提案するものとする。なお、開催場所も含めて提案書に記載すること。また、セミナーの開催に必要な環境は受託者が整えること。

ウ 募集業務

外国人観光客を顧客ターゲットとして定める事業者等（観光施設（土産物店を含む）、飲食店、伝統工芸品店等）を対象に、参加者の募集、とりまとめ、参加の調整を行うこと。また、参加者目標数は以下のとおりとするが、具体的な数を提案すること。

【参加者目標数】合計150名以上とする。

(2) 事業者支援

当事業の参加者に対し、高知県よろず支援拠点とも連携して、外国人観光客を受け入れる際の多言語対応やキャッシュレス化、情報発信等に関するアドバイス、支援等を実施する。

(3) 効果検証

本事業の実施前後におけるキャッシュレス化や集客への対応状況、売上の比較、客層の変化等についてアンケートやヒアリング等の手法により、効果を検証する。

(4) 広報物の作成・納品

(3)の検証結果を踏まえ、外国人観光客を新たなターゲットに定める事業者が多言語対応やキャッシュレス化、情報発信等を行うための広報物を作成し、データ及び印刷物を納品する。

(5) 定例報告会の開催

事業の進捗状況を報告する定例会を必要に応じて実施すること。

(6) 県と受託者の協議

業務内容において疑義が生じた場合など、県と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、県へ提出すること。

(7) 成果報告書等の提出

事業完了後、以下を県に提出すること。

ア 提出物 業務完了報告書

広報物等のデータ一式

※提案内容に基づき、県と協議の上、成果物を適宜提出するものとする。

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出期限 令和8年3月13日（金）

5 成果物等に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する

場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、具体例として特定の商品の紹介等を行う際には、当該商品の販売目的ではないことを表示するなど、必要な対応を行うこと。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。